

実務展望

てんぼろ

一般社団法人 東京都溶接協会
 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
 株式会社 三浦事務所
 発行所・東京都江東区大島三丁目1番11号
 産学協同センター
 電話 03-3685-5700 (代表)
 編集発行人 三浦 繁夫 © 2019
 毎月1回1日発行 定価 100円・〒共



狭山市人間川の河津桜



靖国神社の標本木



志木市の旗桜

桜の季節…三春の滝桜(福島県三春町)と各地の桜名所

編集部撮影

(カラー版は <http://www.miura2l.co.jp> でご覧いただけます)

2019年度 JIS Z 3410 (ISO 14731)/WES 8103 による

溶接管理技術者 (1・2 級受験者) のための研修会

主催: 一般社団法人 日本溶接協会

本研修会は、一般社団法人 日本溶接協会規格 WES 8103「溶接管理技術者認証基準」による1・2級溶接技術者に認証されるための評価試験を受験しようとする方を対象にした研修会です。

- 日時: 1級 4月22日(月)~25日(木) 2級 4月8日(月)~10日(水)
- 会場: 機缶健保会館 〒136-0071 東京都江東区亀戸 6-41-20
- 受講料: 1級 51,840円 (1・2級とも演習問題集は含みますが、(税込) 2級 41,040円 テキスト代は別途)

一般社団法人 **東京都溶接協会**

〒136-0072 東京都江東区大島 3-1-11

TEL : 03-3685-5448

FAX : 03-3682-4902

<http://www.jwes-1st.jp>

「移動式クレーン運転士安全衛生教育」

— 開催のご案内 —

開催日: 2019年5月26日(日)

会場: 江東区亀戸 6-41-20

機缶健保会館 地下1階 講習会場

受講料: 9,250円 (消費税込み・テキスト代含む)

※お問い合わせ、資料の請求は下記へどうぞ

公益社団法人 **ボイラ・クレーン安全協会**

東京事務所 教育課

〒136-0071 江東区亀戸6-41-20 機缶健保会館4階

電話 : 03-3685-5222

FAX : 03-3685-5746

URL <http://www.bcsa.or.jp>

第五十九回 溶接技術競技会 31名の選手が腕を競う

一般社団法人 東京都溶接協会

一般社団法人東京都溶接協会主催の第五十九回溶接技術競技会は三月九日手アーク溶接の部十七人・半自動アーク溶接の部十四人、合計三十一人の選手が参加して産学協同センター(東京都・江東区大島)で開催された。

今年の全国大会は沖縄県で開催されるので、本日参加の選手全員が代表になるつもりで競技に臨んで下さい」と選手を激励した。

大久保審査委員長は五十九回にも及ぶ競技会運営に携わってきた関係者に敬意を示すとともに、参加の選手へ「溶接棒の歴史をはじめ溶接装置などの進化について最近の情報を交えて挨拶をした。また出場の選手へ、審査は厳正に行うので本日は持てる技を存分に発揮して欲しい」と述べた。



開会式



横田会長



大久保審査委員長



競技風景

第50回記念 クレーン運転及び玉掛け技能競技全国大会

協賛：日刊工業新聞社

出場チーム
募集中!!

- 1. 開催日時 2019年 **5月24日(金)**
- 2. 開催場所 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 福島事務所 〒963-0547 郡山市喜久田町卸 3-39
- 3. 受付期間 2019年4月1日(月)～4月10日(水) **締切迫る!**
- 4. 申込先 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 教育部
E-mail honbu.kyouikubu@bcsa.or.jp
TEL 03-3684-5551

※大会開催・参加申込については、協会ホームページ「全国競技大会」に掲載しています。御覧ください。

【協会ホームページ】 <http://www.bcsa.or.jp>



(写真は技能競技全国大会風景)

「確かな未来」が会社を変える。

中退共 退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。

- ① 国の制度だから安全・安心!
さらに掛金の一部を国が助成します。
- ② 社外積立でラクラク管理!
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク!
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。
- 解散存続厚生年金基金からの移行先の一つです。

詳しくは
ホームページをご覧ください

中退共

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

「労務管理研修会」報告

去る3月6日、東部労働福祉協会主催、東京都接協会の共催による労務管理研修会を開催しました。講師に弁護士の小川英朗先生をお迎えして『働き方改革における労働時間管理の問題点・同一労働同一賃金をテーマに、法改正の趣旨とその対策について』講演頂きました。

《研修概要》

1. 労働時間法の原則と例外

労働時間は原則として1日8時間かつ1週40時間を超えてはならない。休日とは原則として、週1回以上与えなければならぬが、変形休日制は4週を通じて4日付与すればよいこととされる。(起算日の明示が必要)

2. 時間外・休日労働(36協定)

36協定締結・届出のない時間外労働・休日労働をさせると違法となる。違反には労基法119条で懲役6月以下または30万円以下の罰金が課されることとなる。また、改正労基法(中小企業関係を除き平成31年4月1日施行)36条6項定める、時間外労働等の延長限度(1月100時間)違反も刑事罰の対象となる。

この協定に定める事項は次の通り。
①時間外労働をさせる必要がある具体的事由、②業務の種類、③労働者数、④延長できる時間の上限、⑤休日労働の回数、⑥有効期間

この協定は適切に選出された労働者代表との締結でなければ、無効となる点も指摘された。事業主が指名した労働者の署名や、過半数に満たない労働者代表であってはならない。

3. 労働時間の管理・把握をめぐる問題

使用者は労働時間を管理し把握する義務を負う。「労働時間の適正な把握



講演する小川氏

のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」があり、自己申告はあくまで例外とされる。正確な労働時間把握は、タイムカードなどの機械的方法が優先されるべきとされる。

労働時間について労使で齟齬が生じた場合は、使用者は立証責任を負うこととなる。所定労働時間内の労働については、使用者の反証がなければ、労働者の主張を覆すことはできない。所定労働時間外については、労働者が立証責任を負うのが原則とされる。ただし、労働時間の資料が存在しない理由が使用者側にある場合は、立証の程度を緩和、概括的認定の手法が用いられる。客観的な証拠が弱い事案の場合は、積極的に概括的認定をすべきことを主張するべきとされた。

労働基準法等の改正く労働時間法制の改正

改正の概要は次の通り。

施行日は原則2019年4月1日。例外として中小企業は、(1)は2020年4月1日、(3)は2023年4月1日。(1)労働時間の法定上限を設定した

(2)年5日の有給休暇の取得を企業に義務付けた
(3)月60時間を超える時間外労働の割増率の引き上げ

(4)労働時間の客観的把握の義務付け
(5)高度プロフェッショナル制度の導入

1. 労働時間の上限規制
(1)時間外労働の限度時間(改正法36条4項)

労使協定(36協定)で「当該事業場の業務量、時間外労働の動向その他の事情を考慮して通常予見される時間外労働の範囲内において、」労働時間を延長して労働させることができる「限度時間」は、「1か月について45時間及び1年について360時間」(1年単位の変形労働時間制は別規程)とする。これは現行法の「時間外労働基準告示」(平成10年労働省告示154号)を法律に格上げし、罰則を追加したものとなる。ただし、「限度時間」は、あくまで36協定で定めた「労働時間を延長して労働させることができる時間」(時間外労働)についての規制であり、休日労働回数上限(限度回数)や休日労働時間についての規制はない。

(2)限度時間を上回る臨時的な特例(改正法36条5項)
労使協定で「当該事業場における通常予見することができない業務量の増加等に伴い臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合において、1か月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させることができる時間を定めることができる。」この臨時的な特例は、「1年について6か月以内に限る。」「1年について720時間を超えない範囲内に限る。」とされる。

(3)年間上限規制
1年を通じて「1か月100時間未満、1か月当たりの平均時間80時間以下」の上限規制を設定(罰則 改正法36条6項、119条)。ここには休日労働が含まれることに注意が必要。
(4)法律上の限度
特例を活用できるのは6回(6か月)までとし、上限時間は1か月80時間×6月=480時間となる。特例を活用できない月(残りの6回・6か月)は、通常の時間外労働45時間+休日労働35時間=80時間まで可能なので、毎月80時間以内の時間外・休日労働、すなわち80時間×6月=480時間の時間外・休日労働をさせることができる。年間としての、それぞれを合計960時間の時間外・休日労働をさせることができることになる。

2. 有給休暇
10日以上有給休暇が自主的に取得しない場合、5日まで使用者が時季を指定して取得させることとする。労働者が自主的に取得した日数が5日に満たない場合は、その不足分を時季指定して取得させる。時季指定する旨の規定を就業規則に設ける必要がある。時季指定にあたって使用者は、労働者の意見を尊重するよう努める。使用者は年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければならない。

3. 裁量労働制について
(1)裁量労働制
法定の対象業務に該当し、かつ時間配分について自己決定権を現実に行使しうる働き方のみが対象。ただし、休憩、休日、休日労働・深夜労働、年次有給休暇の規定は当然に適用法定外休日労働も実時間で算定しなければならない



ない点に注意。みなし時間が8時間を超えていれば、時間外労働の規定も適用される。

専門業務型(労基法38条の3)は専門性や創造性が高い業務で、労使協定企画業務型(労基法38条の4)企画立案・調査及び分析の業務労使委員会決議が必要

(2)専門職の裁量みなし時間制
新商品・新技術の研究開発業務など専門性や創造性が高いとされる業務のうち厚生労働省令で定める業務について、実労働時間による算定の原則を外し、所定労働日の労働時間を労使協定で定めた「みなし時間」で算定する制度。導入要件は「業務の性質上その遂行の方法を大幅に労働者の裁量に委ねる必要があること」遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をすることが困難なものと定められた業務。

同一労働同一賃金ガイドラインについて

1. 不合理な差別的禁止(20条)

「有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件が、期間の定めがあることにより同一の使用人と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約の内容と相違する場合においては、当該労働条件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度(職務の内容及び配置の変更に伴う責任の程度)を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。」

判断要件は次の通り

- ①労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度(職務の内容)
- ②第2要素 当該職務の内容及び配置の変更の範囲
- ③第3要素 その他の事情

講習予定表

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
URL <http://www.bcsa.or.jp>

種類	講習名	4月～9月	10月～2020年3月
技能講習	玉掛け技能講習	茨城 6/27 栃木 4/2 5/14 6/4 7/2 8/6 9/3 埼玉 4/9 5/21 6/18 7/17 8/20 9/10 甲信 4/18 5/9 6/3 6/20 7/8 7/25 8/22 9/12	茨城 12/5 栃木 10/1 11/12 12/3 1/21 2/4 3/3 埼玉 10/8 11/19 12/3 1/15 甲信 10/17 11/14 12/12 1/16 2/13 3/12
	床上操作式クレーン運転	茨城 7/4 栃木 4/16 6/11 7/23 9/18 埼玉 4/16 5/28 7/23 8/27 甲信 5/23 6/27 7/18 9/5	茨城 10/17 1/16 栃木 10/23 12/10 3/24 埼玉 10/16 11/26 12/17 甲信 10/24 11/21 12/19 1/23 3/26
	小型移動式クレーン運転	栃木 5/9 9/26 甲信 4/10 5/29 8/7	栃木 11/5 2/13 甲信 10/2 12/4 2/5
	フォークリフト運転	栃木 4/12 4/23 5/28 6/18 7/8 7/12 8/20 9/13 埼玉 5/8 6/4 7/2 9/19	栃木 10/15 11/8 11/19 1/14 2/18 3/10 埼玉 11/6 1/21
	ボイラー取扱	茨城 8/21 東京 8/8	東京 11/6 2/6
	普通第一種圧力容器取扱作業主任者	東京 6/6	茨城 11/19 東京 12/12
	はい作業主任		栃木 10/29
特別教育	クレーン運転特別教育	栃木 4/9 5/21 6/25 7/30 8/27 9/10 甲信 4/25 6/10 7/29 8/29 9/17	栃木 10/8 11/26 12/17 1/28 2/25 3/17 甲信 10/30 11/26 2/20
	高所作業車運転業務特別教育 低圧電気取扱業務特別教育	栃木 7/17	栃木 1/8
安全衛生教育	天井クレーン定期自主検査者	茨城 9/25 栃木 8/2 東京 7/12	埼玉 12/19 東京 1/16
	移動式クレーン定期自主検査者	東京 9/5 甲信 8/4	茨城 11/13 埼玉 11/13
	移動式クレーン運転士	東京 5/26 8/4 甲信 7/6	東京 3/8
	玉掛け業務従事者 フォークリフト運転業務従事者	栃木 6/28 栃木 5/24	栃木 10/11

★日付は講習開始日です。詳細については、各事務所にお問い合わせください。出張講習のご要望も受け付けております。下記の各事務所にご相談ください。

ボイラ・クレーン安全協会	〒136-0071 江東区亀戸6-41-20 機伍健保会館2階	TEL 03-3684-5551 FAX 03-3685-2189	神奈川事務所	〒231-0007 横浜市中区弁天通4-59 横浜弁天通第一生命ビル3階	TEL 045-662-2860 FAX 045-662-8768
東京事務所	〒136-0071 江東区亀戸6-41-20 機伍健保会館4階	TEL 03-3685-5222 FAX 03-3685-5746	茨城事務所	〒300-0875 土浦市中荒川沖町2-6 ツインビル3階	TEL 029-843-0740 FAX 029-841-1968
千葉事務所	〒260-0028 千葉市中央区新町18-10 千葉第一生命ビル2階	TEL 043-247-5532 FAX 043-247-5576	栃木事務所	〒322-0016 鹿沼市流通センター46番地	TEL 0289-72-1717 FAX 0289-76-6090
埼玉事務所	〒330-0801 さいたま市大宮区土手町1-2 JA共済埼玉ビル6階	TEL 048-643-1543 FAX 048-643-1524	甲信事務所	〒400-0212 山梨県南アルプス市 下今識訪610番9	TEL 055-287-9511 FAX 055-287-9512

※厚生労働大臣登録検査員としてボイラー等・クレーン等、両方の性能検査を実施しています。上記の各事務所にご相談ください。

**JIS溶接評価試験
受験準備講習会**

一、日時・会場
学科Ⅱ 五月二十八日(火) 午前九時五十分～十二時
実技Ⅱ 五月二十八日(火) 午後一時～午後五時

二、受講料(税込)

炭酸ガス半自動溶接	会員 一八、五〇〇円 一般 一九、五〇〇円
被覆アーク溶接	会員 一五、五〇〇円 一般 一六、五〇〇円

学科のみの受講も可(三、六〇〇円税込)

JIS溶接評価試験


日時・会場

- 五月十一日(土) 東京都溶接協会
- 五月十二日(日) 東京都溶接協会
- 五月十八日(土) 城東職業能力開発センター
- 六月一日(土) 東京都溶接協会
- 六月二日(日) 東京都溶接協会

予告

- 七月六日(土) 東京都溶接協会
- 七月七日(日) 東京都溶接協会
- 八月二十四日(土) 城東職業能力開発センター

講習会だより



〈申込先〉
一般社団法人 東京都溶接協会
東京都江東区大島3-1-11
産学協同センター内
TEL 03-3685-5448
FAX 03-3682-4902

1日▽新学年
新会計年度
エープリルフル
親鸞上人誕生会

2日▽日光輪王寺強飯式

5日▽清明

6日▽岐阜伊奈波祭
神道修成派大祭

7日▽世界保健デー
法然上人誕生会

8日▽花まつり・灌仏会

11日▽メートル法公布記念日

12日▽世界宇宙飛行の日

17日▽科学技術週間
金属プレス加工技術展2019
(～20日) 東京ビッグサイト

18日▽発明の日

20日▽郵便週間

24日▽レーザーEXPO2019
(～26日) パシフィコ横浜


25日▽試作市場2019
(～26日) 大田区産業プラザ(PiA)

27日▽第10回関東甲信越
高校生溶接コンクール
(会場 神鋼溶接サービス)

28日▽日蓮宗開宗会

29日▽昭和の日
佐賀有田陶器市(～5月5日)

30日▽退位礼正殿の儀



四月

卯づき

※行事・祭は変更になる場合があります。事前に関係諸団体にご確認下さい。